



六価クロム化合物							mg /l
砒素及びその化合物							mg /l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							mg /l
アルキル水銀化合物							mg /l
ポリ塩化ビフェニル							mg /l
トリクロロエチレン							mg /l
テトラクロロエチレン							mg /l
ジクロロメタン							mg /l
四塩化炭素							mg /l
1,2-ジクロロエタン							mg /l
1,1-ジクロロエチレン							mg /l
シス-1,2-ジクロロエチレン							mg /l
1,1,1-トリクロロエタン							mg /l
1,1,2-トリクロロエタン							mg /l
1,3-ジクロロプロペン							mg /l
チウラム							mg /l
シマジン							mg /l
チオベンカルブ							mg /l
ベンゼン							mg /l
セレン及びその化合物							mg /l
ほう素及びその化合物							mg /l
ふつ素及びその化合物							mg /l
1,4-ジオキサン							mg /l
フェノール類							mg /l
銅及びその化合物							mg /l
亜鉛及びその化合物							mg /l
鉄及びその化合物							mg /l
マンガン及びその化合物							mg /l
クロム及びその化合物							mg /l
ダイオキシン類							pg /l
摘 要							

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を明らかにする図書及び図面を添付してすること。